

群馬大学医学部附属病院高気圧酸素治療室規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成20.12. 9

平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

令和 2. 7. 6

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院高気圧酸素治療室（以下「高気圧酸素治療室」という。）を置く。

(目 的)

第2条 高気圧酸素治療室は、高（気）圧下の酸素治療を目的とする。

(業 務)

第3条 高気圧酸素治療室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 高気圧酸素治療の診療業務に関すること。
- (2) 高気圧酸素治療の安全管理に関すること。
- (3) 高圧ガスに関すること。
- (4) 高気圧酸素治療装置の点検に関すること。
- (5) 高気圧酸素治療を用いた診療業務の教育に関すること。
- (6) 高気圧酸素治療室の管理・運営に関すること。

(職 員)

第4条 高気圧酸素治療室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 高気圧酸素治療室長
- (2) 医療技術職員（臨床工学技士又は看護師）
- (3) その他必要な職員

2 高気圧酸素治療室長は、病院長が指名する者をもって充て、室を代表し、室の業務を掌理する。

3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 高気圧酸素治療室の円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院高気圧酸素治療室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、高気圧酸素治療室の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高気圧酸素治療室長
- (2) 関係診療科から選出された教員 各1人

(3) 医療技術職員（臨床工学技士又は看護師） 若干名

(4) 医事課長

（任 期）

第7条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、高気圧酸素治療室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会 議）

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

（報 告）

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

（事 務）

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

（雑 則）

第13条 この規程に定めるもののほか、高気圧酸素治療室の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程の施行日に高気圧酸素治療室長になるべき者として選考された高気圧酸素治療室長は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。